

平成27年度 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム ヒアリング資料(概要版)

平成26年7月25日

社会保障制度の伸展等により利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が期待される中、福祉サービス提供の根幹である福祉・介護人材の一層の確保が急務となっていますが、賃金水準や勤務状態等により障がい福祉関係事業所における人材の確保・定着は極めて厳しく、サービス提供体制そのものが崩壊しかねないという危機的な状況にあります。利用者への良質なサービスの安定的な提供を担保する観点から、平成27年度の障害福祉サービス等報酬改定にあたっては、現行報酬水準を堅持したうえで、現行報酬単価で対応が困難なものや拡充が必要なサービスの報酬単価の増額を要望します。

重点要望

1. 現行報酬水準の引き上げ

- 物価等の経済動向や消費税増税等による必要経費の増額等を勘案し、報酬水準を引き上げ
- 現行の報酬単価における課題の改善

- ・計画相談支援の推進と拡充及び質の向上
- ・障害児相談支援における基本相談支援の報酬上の評価
- ・グループホームの基本報酬の増額
- ・重度訪問介護の更なる推進
- ・自立訓練(生活訓練)宿泊型に係る減算の見直し
- ・障害児入所施設・障害児通所支援における職員配置基準の見直しと報酬上の評価

2. 障がい福祉サービスに係る人材の確保・定着の推進

- 他の産業における賃金水準等を踏まえ、適切な給与額が担保できるような十分な報酬の確保
- 虐待の未然防止と経験豊富な人材や専門性の高い人材の職場定着の推進に係る障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善
- 専門性の高い有資格者の配置と常勤率の高い事業所に対する報酬上のインセンティブの強化

- ・福祉・介護職員処遇改善加算の増額と対象者の拡大
- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)の併給と増額

3. 各種加算の更なる拡充

- 現に存する加算の廃止はサービスの質の低下に直結するため、期間限定の経過措置がある加算の経過措置の撤廃
- 良質な障がい福祉サービスの提供のため、更なる配慮が求められる事項については現行加算の拡充もしくは新たな加算の創設

- ・食事提供体制加算の経過措置の撤廃
- ・夜勤職員配置体制の充実
- ・通院時支援加算(仮称)の創設
- ・小規模ユニットケア加算(仮称)の創設
- ・送迎加算の要件の見直し
- ・重度者支援体制加算(Ⅲ)の経過措置の撤廃
- ・就労者定着支援加算(仮称)の創設
- ・グループホームの重度障害者支援加算の算定要件の見直し
- ・インフルエンザ等の感染症及び自然災害等における休業等の加算の創設
- ・障害児入所施設における看護師配置加算の見直し
- ・障害児入所施設における家庭支援専門員加算(仮称)の創設
- ・障害児入所施設における行動障害加算(仮称)の創設
- ・障害児通所支援における個別対応加算(仮称)の創設
- ・保育所等訪問支援における移動加算(仮称)の創設

4. その他

- 現行の報酬体系における課題等の整理・検討

- ・グループホームの夜間支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)の検証
- ・事務職員の基準配置と報酬上の配慮



平成27年度 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム ヒアリング資料

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也

社会保障制度の伸展等により利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が期待される中、福祉サービス提供の根幹である福祉・介護人材の一層の確保が急務となっているが、賃金水準や勤務状態等により障がい福祉関係事業所における人材の確保・定着は極めて厳しく、サービス提供体制そのものが崩壊しかねないという危機的な状況にある。

利用者への良質なサービスの安定的な提供を担保する観点から、平成27年度の障害福祉サービス等報酬改定にあたっては、現行報酬水準を堅持したうえで、現行報酬単価で対応が困難なものや拡充が必要なサービスの報酬単価の増額を要望する。

重 点 要 望

1. 現行報酬水準の引き上げ

- ・物価等の経済動向や消費税増税等による必要経費の増額等を勘案し、報酬水準を引き上げること。
- ・現行の報酬単価の課題等について改善を図ること。

2. 障がい福祉サービスに係る人材の確保・定着の推進

- ・質の高いサービスを提供するためには質の高い人材の確保が必要不可欠であるため、他の産業における賃金水準等を踏まえ、適切な給与額が担保できるよう、十分な報酬を確保すること。
- ・経験豊富な人材や専門性の高い人材の職場定着の推進は、虐待の未然防止の観点からも特に重要であるため、福祉サービス従事者の更なる処遇改善を図ること。
- ・専門性の高い有資格者の配置と常勤率の高い事業所に対する報酬上のインセンティブの強化を図ること。

3. 各種加算の更なる拡充

- ・現に存する加算の廃止はサービスの質の低下に直結するため、期間限定の経過措置がある加算については経過措置を撤廃し、恒久的な加算とすること。
- ・良質な障がい福祉サービスの提供のため、更なる配慮が求められる事項については現行加算の拡充もしくは新たな加算を創設すること。

4. その他

- ・現行の報酬体系における課題等の整理・検討を行うこと。

平成 27 年度 障害福祉サービス等報酬改定に対する要望書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也

社会保障制度の伸展等により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が期待される中、福祉サービス提供の根幹である福祉・介護人材の一層の確保が急務となっています。しかしながら、現実には賃金水準や勤務状態等により、障がい福祉関係事業所における福祉・介護人材の確保・定着は極めて厳しく、サービス提供体制そのものが崩壊しかねないという危機的な状況に立たされています。

平成 27 年度の障害福祉サービス等報酬改定は、平成 25 年度からの障害者総合支援法の施行や障がい者の地域生活の推進に係る重度者・高齢者への対応、障害支援区分の施行、グループホームの一元化、障がい児支援の在り方の検討等といった制度改革のめまぐるしい期間であったことを鑑み、24 年度報酬改定及び 26 年度の一部改定で積み残した課題等を解消するための大きなステップとなることを期待し、以下について要望いたします。

1. 現行報酬水準の引き上げ

物価等の経済動向や消費税増税等による必要経費の増大等を勘案し、報酬水準を引き上げるとともに、現行の報酬単価では対応や拡充が困難なサービスについては、報酬単価の増額をお願いいたします。さらに、現行の報酬体系や報酬単価の課題等については改善を図るようお願いいたします。

● 計画相談支援の推進と拡充及び質の向上

障がいのある方のニーズに即した適切な利用計画の作成のためには、何度も訪問して本人の状況をうかがい、真に必要としているサービスを見極めることが不可欠であるうえ、『サービス等利用計画（案）』と『サービス等利用計画』の 2 つを作成しなければならず、新規利用者のサービス等利用計画の作成には多大な時間と労力がかかります。ついでには、計画相談支援の更なる推進と質の向上のため、サービス等利用計画作成に係る訪問、面接、電話連絡等の業務及び計画案の作成に係る業務がサービス等利用計画（案）の段階から報酬上評価されるよう、報酬単価の見直しをお願いいたします。

● 障害児相談支援における基本相談支援の報酬上の評価

障害児相談支援は、利用計画にかかる相談よりもそれ以前の基本相談に多大な時間と労力がかかり、また、障がい受容のできていない保護者にとって大変重要な意味を持っているため、障害児相談支援については、基本相談部分に何らかの形で報酬を算定できるようご配慮をお願いいたします。

●グループホームの基本報酬の増額

障害者総合支援法の附帯決議にも記されたように、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて障がい児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、住み慣れたホームで暮らし続けたいというニーズがある場合には、可能な限りホーム内で支援できるよう、基本報酬の増額をお願いいたします。

●重度訪問介護の更なる推進

本年度より重度訪問介護の対象が拡大され、知的・精神障がい者の利用が可能となりましたが、対象者が行動援護対象者より重度に設定されているにもかかわらず、報酬上の評価が低い状況にあります。重度訪問介護は重度者の地域生活を推進するうえで欠くことのできないサービスであるため、報酬単価の見直しをお願いいたします。

●自立訓練（生活訓練）宿泊型に係る減算の見直し

宿泊型自立訓練については、標準利用期間が2年（但し、精神病院や入所施設に長期間入所していた者については3年）と定められており、期限を超過した場合にはそれまでに比して著しく低い単価（40%減算）が算定されております。宿泊型自立訓練の減算率は他の訓練系事業（昼間の自立訓練、就労移行支援）の標準利用期間超過減算に比して著しく高いため、標準利用期間（2年もしくは3年）経過後に継続利用する場合の単価の見直しをお願いいたします。

●障害児入所施設及び障害児通所支援における職員配置基準の見直しと報酬上の評価

職員配置基準を現行の4.3:1から2.5:1に見直し、それに見合った報酬単価とするとともに、より手厚い人員配置を取っている場合には障害者総合支援法の生活介護における人員配置体制加算（1.7:1、2:1）に準じた加算の創設をお願いいたします。

2. 障がい福祉サービスに係る人材の確保・定着の推進

質の高い福祉サービスの提供のためには質の高い人材の確保が必要であるため、他の産業分野における労働者の賃金水準等を踏まえた適切な給与額が担保できるよう、十分な報酬の確保をお願いいたします。また、経験豊富な人材や専門性の高い人材の職場定着の推進は、虐待の未然防止の観点においても特に重要であるため、福祉サービス従事者の更なる処遇改善を推進するとともに、処遇改善加算率の引き上げと対象職員の拡大をお願いいたします。併せて、専門性の高い有資格者の配置と常勤率の高い事業所に対する報酬上のインセンティブの強化を図るようお願いいたします。

●障がい福祉従事者が長く働き続けられる職場環境の実現

「平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の結果からもわかるとおり、障がい福祉サービス従事者の賃金水準は他の産業分野に比して著しく低いことから、事業所における人材の確保と職場定着は極めて困難な状況にあります。さらに、利用者主体の安全で質の高い支援の提供には支援従事者の心身の健康維持と生活の充

実が大前提であるため、支援従事者の慢性的な疲労等による支援への影響（過失による事故や無意識下での虐待誘発の危険等）が憂慮されるところです。

こうした事態を回避するには従事者の更なる処遇改善が不可欠であるため、福祉・介護職員処遇改善加算を増額するとともに、配置基準上必要な職種（管理者を除く）をすべて対象とする等、対象者の拡大をお願いいたします。

●支援の質の向上のための常勤率の引上げと専門性の高い有資格者の活用

指定基準上の職員配置基準は常勤換算が基本とされ、常勤は1名以上となっておりますが、専門性を有した質の高い利用者支援の提供のためには、一定割合以上の常勤率を保つことが不可欠です。さらに、専門性の高い有資格者の活用は支援の質の向上に直結することから、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）の単位数を引き上げるとともに、常勤率の高い事業所にインセンティブが働く仕組みとするようお願いいたします。また、同加算（Ⅰ）（Ⅱ）は質の異なる加算であることから、両加算を併給できるよう、算定要件の見直しをお願いいたします。

3. 各種加算の更なる拡充

良質な障がい福祉サービスの提供のため、現在実施されているすべての加算の継続と拡充をお願いいたします。特に、現に存する加算の廃止は、サービスの質の低下に直結するため、期間限定の経過措置のある加算については経過措置を撤廃し、恒久的な加算とするようお願いいたします。

また、良質な障がい福祉サービスの提供のため、更なる配慮が求められる事項については現行加算の拡充もしくは新たな加算の創設をお願いいたします。

●食事提供体制加算の経過措置の撤廃

食事提供体制加算については平成27年3月31日までの経過措置とされていますが、利用者の生活に直結するものであり、健康保持とも切り離せないものであるため、本加算に係る経過措置を撤廃し、恒久的な加算として位置づけるようお願いいたします。

●夜勤職員配置体制の充実

施設入所支援の夜間支援については、配置基準上60名以下の事業所は1名を置けば良いこととされておりますが、同性介助の原則を鑑み、60名以下であっても2名以上の生活支援員を配置している事業所が多くあります。しかしながら現行の夜勤職員配置体制加算の単位数では不十分であるため、単位数を引き上げる等、更なるご配慮をお願いいたします。

●通院時支援加算（仮称）の創設

三障がい一元化等に伴い、障害者支援施設の利用者のニーズは多様化しており、通院等に係る支援はますます重要となっているため、新たに『通院時支援加算（仮称）』を設ける等、報酬上の評価をお願いいたします。

●小規模ユニットケア加算（仮称）の創設

障害者支援施設においては、老朽化等に伴う建て替え等を機に全国的に居住棟の個室化が進んでいますが、入所者の QOL の更なる向上のため、個室化と併せ、より家庭的な雰囲気でも過ごすことができる小規模なユニットによる支援を推進すべきと考えます。小規模なユニットによる支援には人員の加配が必要となる等、大規模な居住形態での支援に比べて人手とコストがかかることが想定されるため、障害児入所施設における『小規模グループケア加算』に準じた加算の創設をお願いいたします。

●送迎加算の要件の見直し

本加算については、平成 23 年度までの基金事業（通所サービス等利用促進事業）の基準等により、平均利用者数や週当たりの送迎回数に係る要件を満たした事業所に対し算定されることとなっていました。これらの要件を撤廃し、対象者が 1 人であっても算定できるよう、要件の見直しをお願いいたします。

●重度者支援体制加算（Ⅲ）の経過措置の撤廃

就労継続支援 A 型・B 型における重度者支援体制加算については、現行では障害基礎年金 1 級受給者の割合（加算（Ⅰ）50%、加算（Ⅱ）25%、加算（Ⅲ）5%）に応じて利用者全員に算定される仕組みとなっていますが、このうち加算（Ⅲ）のみが 27 年 3 月末までの経過措置とされております。前回報酬改定の際に加算（Ⅰ）の対象事業所が極端に少なかったため加算（Ⅲ）が延長された経緯を踏まえ、本加算に係る経過措置を撤廃し、恒久的な加算として位置づけるようお願いいたします。

●就労者定着支援加算（仮称）の創設

就労移行支援事業所等においては、一般就労までの支援にとどまらず、就労後の職場定着に係る支援にも力を入れております。定着支援においては本人との信頼関係が重要となるため、就職後も出身事業所が関わりを続けた場合の 3 年後の職場定着率が非常に高くなっています。ついては、『就労者定着支援加算（仮称）』を創設し、出身事業所が継続して十分なフォローアップを行えるよう、ご配慮をお願いいたします。

●グループホームの重度障害者支援加算の算定要件の見直し

グループホームの重度障害者支援加算は、対象者（重度障害者等包括支援の対象者）が 2 名以上いる場合に生活支援員を加配することが算定要件となっていますが、重度の方であってもグループホームでの生活を継続できるよう、施設入所支援と同様の算定基準とし、対象者 1 名からでも算定できるよう、拡充と見直しをお願いいたします。

●インフルエンザ等の感染症並びに自然災害等における休業（休園）等の加算の創設

インフルエンザやノロウイルス等の感染症や、地震・台風・大雪等自然災害時の交通遮断・安全確保のようなやむを得ない事情による業務停止等であっても、日額制により給付費が入らなくなるため、経営的に非常に厳しい状況となります。こうした事態を回避するため、例えば『臨時休業（休園）対応加算（仮称）』等を設け、感染症や自然災害等による一定期間の業務停止等の際の報酬上の配慮をお願いいたします。

●障害児入所施設における看護師配置加算の見直し

現行では看護師を配置した場合のみ算定されることとなっておりますが、准看護師を配置した場合にも適用できるよう、要件の見直しをお願いいたします。

●家庭支援専門員加算（仮称）の創設

障害児入所施設において被虐待児等の家庭への対応等を行う家庭支援専門員を配置するための加算の創設をお願いいたします。

●行動障害加算（仮称）の創設

障害児入所施設における現行の強度行動障害加算は施設設備要件があり、適用水準が高すぎるので、新たに施設整備要件のない『行動障害加算（仮称）』の創設をお願いいたします。

●個別対応加算（仮称）の創設

障害児通所支援における重度重複障害、強度行動障害、難治性てんかん等のある対象児への支援を評価するため『個別対応加算（仮称）』の創設をお願いいたします。

●移動加算（仮称）の創設

保育所等訪問支援においては、地域性を考慮した『移動加算（仮称）』の創設をお願いいたします。

4. その他

現行の報酬体系における課題等の整理・検討を行うようお願いいたします。

●グループホームの夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の検証

グループホームにおける夜間支援体制については、本年度より、夜勤と宿直とが明確に区別され、また、従前の障害程度区分による評価から職員の配置状況に係る評価へと変更されたため、事業所への影響等に関する検証が必要と思われれます。ついては、グループホームの夜間支援体制の検証を行うとともに、関係者の意見を重視し、速やかに再検討を行うようお願いいたします。

●事務職員の基準配置と報酬上の配慮

新たな社会福祉法人会計への移行や制度の複雑化に伴い従前より業務が増大していることに加え、今年度より社会福祉法人の財務諸表の公表が求められている現状を鑑み、事務担当職員を配置基準に明記するとともに、報酬上の配慮をお願いいたします。